

水辺のライトアップ施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託仕様書（案）

Ⅰ 業務の概要

(1) 業務名

水辺のライトアップ施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託

(2) 業務の趣旨・目的

大阪都市部の再生にも繋がる「水の都大阪」の再生に向けて、平成 15 年 3 月に官民協働によるオール大阪の取組として「水の都大阪再生構想」が策定されて以降、世界的にも類を見ない都市部を囲む河川を「水の回廊」として、四季折々の景観や昼夜で変化する街の表情など、水と光を活かした新たな都市魅力の創出に取り組んできたところです。

大阪府では、他の都市にない大阪独自の魅力を全国に発信するため、平成 20 年 12 月に策定した「将来ビジョン大阪」において「ミュージアム都市大阪」を掲げ、護岸や橋梁ライトアップなどの既存資産を活用した効果的な光の景観形成を通じて、にぎわいのある水都大阪の実現を推進し、中之島の夜間景観が定着してきたところです。しかしながら、既存のライトアップ施設の多くが耐用年数を経過し、良好な夜間景観の維持が困難な状況となっています。

このような中、行政・民間・有識者で構成される「光のまちづくり推進委員会」において令和4月3月に「大阪光のまちづくり2030構想」が策定され、中之島の夜間景観の質の向上とライトアップの永続化を図ることが求められており、また、ベイエリアから中之島周辺に至る東西軸において大規模な開発が進展しており、世界に誇る「水と光のシンボル空間」の創出に向けた機運が高まっています。

本業務は、最優秀提案に選定された提案内容を基に、護岸等のライトアップにより夜間景観の創出を行うとともに、業務期間中継続した夜間景観のクオリティ向上の取り組みを行うものです。

(3) 履行期間

契約締結日から令和20年 3 月31日まで

(4) 委託上限金額

12年総額 2,750,332,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度の上限額） 令和 8～9 年度

0円（消費税及び地方消費税を含む）

令和 10 年度以降毎年 275,033,200 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 履行場所

別添位置図のとおり（本業務の履行場所は、感潮区間である）

2 業務内容

(1) 業務全般

- ① 本事業は、護岸ライトアップの企画、制作、配置、管理・運営、撤去（既存ライトアップ施設の撤去を含む）に関する業務、及びこれらの業務に関連した広報、効果測定、関係機関協議等の一切の業務を行うものとし、受注者は、府の求めに応じて、府と十分協議のうえ対応すること。
- ② 契約締結後速やかに業務全体にかかる事務局を設置し、府や関係機関（河川管理者、公園管理者、道路管理者、舟運事業者、関連施設管理者、警察、消防等）及び地元町会等との調整のほか、ライトアップの実施にかかる総合的な企画調整・運営を行うこと。
- ③ 府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進するとともに、府からの業務に関する調査に協力すること。
- ④ 実施する演出は、企画提案をもとに、府と協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内で演出内容の変更を求めることがある。なお、専門家や関係機関の意見を踏まえ、府から必要な指示等を行うことを予定している。
- ⑤ 急激な物価変動による価格高騰等が発生した場合の対応は、別途府と協議を行うものとする。
- ⑥ 地域の住民や事業所等を対象にした事業説明会を、エリア毎に開催するなど、地域の理解を十分に得たうえで実施すること。
- ⑦ 各段階において、必要となる法令（電気工事士法、建設業法など）を遵守すること。
- ⑧ 官公庁等に提出する各種申請書については、必要に応じて事前に府と調整のうえ、受注者の負担と責任で手続きを行うこと。
- ⑨ 事前に、関係機関（河川管理者、公園管理者、道路管理者、水上安全協会、警察等）と協議・連絡調整を行うこと。
- ⑩ 関係機関との連絡会議や主要な会議には、府の求めに応じて受注者も同席すること。また、会議では必要に応じて説明等を行うほか、事前資料の作成等、準備を行うこと。
- ⑪ 受注者の責任と負担において、施設賠償責任保険、動産総合保険等必要な保険に加入すること。
- ⑫ 大阪府内事業者の活用や積極的な連携に努めること。
- ⑬ 設置施設は受注者に帰属するものとするが、知的財産は府に帰属するものとし、受注者が自社の実績紹介等の広報に写真等を使用する範囲においては、府の許可を得ることなく使用できるものとする。
- ⑭ その他、本業務の遂行に必要な事務・作業について、本仕様書に記載のない事項については、別途府と調整のうえ、対応すること。

(2) ライトアップの企画、制作、配置、管理・運営等

ア 企画、制作、配置

- ① 「大阪光のまちづくり 2030 構想」のライトアップコンセプトに記載されている各エリアの歴史・文化・風土などを踏まえた演出計画であること。
- ② 本仕様書に記載する演出イメージを踏まえた演出計画であること。なお、令和7年度に大阪府府民文化部が実施した業務委託「護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務」成果品の内容も参考とすること。
- ③ 季節感や様々な活動を感じられるようアウェアネスカラー等を盛り込むこと。
- ④ 1時間に1回を基本とし調光演出を行う計画であること。
- ⑤ 詳細にいたるデザインに独自のアイデアや工夫を盛り込むこと。
- ⑥ 周辺景観や背景の夜間景観と調和するような演出計画とし、昼間景観にも配慮した照明施設の配置計画であること。
- ⑦ 周辺に配置されている橋梁ライトアップ等と調和した計画であること。

- ⑧ 橋梁上、船上、川沿い遊歩道等の視点場からの眺望を意識した計画であること。
- ⑨ 水面への映り込みを意識した計画であること。
- ⑩ 照明施設の配置や維持管理が適切に行え、関係法令・基準を踏まえた実現可能性のある提案デザインであること。
- ⑪ 道路交通、水上交通や周辺利用者、周辺施設等に対する光害やグレア対策を十分に実施すること。
- ⑫ 樹木への影響を抑える照射計画とし、樹木を損傷しない配置計画とすること。
- ⑬ 護岸構造や転落防止柵に影響を与えないよう計画すること。なお、承諾を受けた範囲外の既設構造物に損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧しなければならない。
- ⑭ 歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討し、安全性を確保するとともに、保守性等の維持管理に配慮した計画とすること。
- ⑮ 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること。
- ⑯ 新設分電盤を含めた全体電気容量は、電気代等を考慮し決定すること。新設分電盤の配置に際しては、関係機関との協議を行うこと。なお、既設分電盤の基礎や既設埋設配管を活用することも可能とする。また、既設分電盤自体の活用も可能とするが、既存機器の故障復旧は受注者の負担により対応するものとする。
- ⑰ 護岸ライトアップのための照明施設の取付高さは O.P+3.5m 以上を基本とし、詳細については河川管理者との協議によるものとする。
- ⑱ 受注者提案の施工手法等に変更が生じる場合においては、受注者の負担により対応するものとする。

イ 管理・運営、撤去

- ① 業務期間中継続して、「ア 企画、制作、配置 ①～⑯」を踏まえた夜間景観の品質を向上させる取り組みを盛り込むこと。
- ② 運営中に、府による大規模イベントの実施などにより、一時的な演出の変更を府から求める場合があるため、容易に対応できるようなシステム構成とすること。
- ③ 継続的な夜間景観のクオリティ向上を実施できる体制を構築すること。また、夜間景観が維持されるよう、適切に維持管理を行うものとし、不具合が生じた際は、速やかに修理を行うこと。
- ④ 令和10年4月1日からライトアップ運営を開始することとし、事前に試験点灯を行い、運営を開始する日までにプログラムの修正や機材の調整等を完了させ、府の確認を受けること。
- ⑤ 消灯する必要が生じた場合を除き、日没から 23 時まで点灯すること。
- ⑥ 運営を終了する際は、原則として、本事業により配置した全ての設備を撤去し、原状に回復したうえで、各管理者の現地確認を受けること。
- ⑦ 河川管理上、支障があると河川管理者が判断した場合等、施設の移設や撤去が必要となった際は、府からの指示に基づき、受注者は速やかに移設や撤去を行うこと。この場合に生じた追加費用については、府と受注者との協議により決定するものとする。
- ⑧ 履行期間が満了する日（令和 20 年3月31日）までに、全てのコンテンツを撤去することを原則とする。ただし、撤去順を含めた撤去方法については、事前に府と協議すること。
- ⑨ 別途、受注者独自の取り組みとして、魅力的なコンテンツの設置・運営や広報の強化等を図るため、契約金額（委託料）とは別に、財源確保（事業協賛等）を行うことも可とする。ただし、契約金額（委託料）を協賛金獲得にかかる費用に充当しないものとする。
- ⑩ その他、管理・運営に関し、府の求めに応じて、府と協議のうえ対応すること。

ウ ライトアップの方針、各エリアの特徴及び演出コンセプト

① ライトアップの方針

- ・「大阪光のまちづくり 2030 構想」において示されている「光の東西軸」を実現するため、川口エリアから大阪城エリアまでを連続してライトアップする。各エリアにおける配置の考え方や視点場は以下を参考とする。

エリア	各エリアのライトアップ概要
1. 川口エリア	・中之島への玄関口として多くの船舶が行き交うエリアであり、船舶からの眺望を意識し、水都のゲート空間として、両岸をライトアップ。
2. 中之島西部エリア	・なにわ筋より西側区間は、川口エリアからの途切れない夜間景観として船舶からの眺望や、「中之島バンクス」からの眺望を意識し、右岸側をライトアップ。 ・なにわ筋より東側区間は「ほたるまち」からの眺望を意識し、左岸側をライトアップ。
3. 中之島中央エリア (中之島公園西部含む)	・堂島川沿川については、中之島中心部に中央公会堂、日銀大阪支店などの近代建築物や高層ビル群が立地している。これら建築物をライトアップの借景として利用することで、水辺に広がりのある空間を演出できるエリア。右岸側には阪神高速道路株式会社の橋脚ライトアップが実施されており、相乗効果も期待できることから、橋梁や船舶からの眺望を意識し、左岸側をライトアップ。 ・土佐堀川沿川については、御堂筋から西側区間については、堂島川沿川と同様の建築物が立地していることから、右岸側をライトアップ。御堂筋から東側区間については、橋梁や船舶からの眺望に加え中之島公園からの眺望も意識し、両岸をライトアップ。
4. 八軒家浜エリア (中之島公園東部含む)	・なにわ3大橋の天満橋、天神橋、難波橋に囲まれたエリアであり、3橋のライトアップと連携することで、相乗効果を発揮できるエリア。両岸に遊歩道や公園が整備されており、遊歩道や船舶からの眺望を意識し、両岸をライトアップ。
5. 大阪城エリア	・OBPのビル群を背景に絵になるシーンを創出できるエリアであり、大阪城及び大阪城公園からの眺望を意識し、寝屋川及び第二寝屋川の右岸側をライトアップ。また、大阪城へ向かう船舶から眺望も意識し、寝屋川・第二寝屋川合流部(OBP西端)についてもライトアップ。

② 各エリアの特徴及び演出イメージ

本事業では、ライトアップ施設単体ではなく、街全体としての景観形成が必要であることから、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に示されている以下の各エリアにおける今後の検討の方向性に沿ったものとする。なお、令和7年度に大阪府府民文化部が実施した業務委託「護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務」において「大阪光のまちづくり 2030 構想」を踏まえ策定した演出イメージも参考とすること。

【各エリアの歴史・文化・風土など】



【各エリアの演出イメージ(参考)】

エリア	エリアキーワード
1. 川口エリア	水都大阪へのお出迎え(ダイナミックなゲート空間)
2. 中之島西部エリア	途切れない夜景と魅力ある空間創出
3. 中之島中央エリア (中之島公園西部含む)	緑を活かした都心部にふさわしい上質な演出空間
4. 八軒家浜エリア (中之島公園東部含む)	親水空間を活かした夜景と緑・大川の大景観
5. 大阪城エリア	魅力ある歴史的資源を活かした夜景創出

【提案を求める事項(A)】(各エリア共通)

○本仕様書 2業務内容に記載する各エリアの特徴や条件を踏まえ、以下の具体的な内容。

- ・ライトアップの範囲※(延長、奥行き、高さ等) ※本仕様書に提示している(別添)位置図の範囲以上の提案であること。
- ・設置するライトアップの種類(護岸ライトアップ、手すり照明、樹木ライトアップ等)
- ・演出計画(実施エリア、実施時期、1時間に1回の演出時間、演出の内容(詳細について文章とイメージ画像、イメージ動画で表現)、演出ストーリーなど)
- ・視点場からの眺望及び水面への映り込み
- ・年度別の概算費用(企画、制作、配置、管理・運営、撤去毎に記載)、令和10年度以降の管理・運営にかかる経費(1か月あたり、1年あたり)

○光害対策、構造の安全性、工程計画及び安全対策に配慮した配置計画。

○業務期間中継続した中之島における夜間景観の品質を向上させる取り組み。

(3) 実施体制の構築・業務スケジュールの作成

- ① 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ継続的に実施できる体制を構築すること。
- ② 本業務による効果が最大限に得られるとともに、全てのエリアのコンテンツは、令和10年4月1日までに運営を開始すること。

【提案を求める事項(B)】

○本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ継続的に遂行できる体制(柔軟な演出変更や不具合発生時の対応含む)。

○本業務を円滑に遂行できる具体的な全体スケジュール。

(ライトアップの企画、制作、配置、管理・運営、撤去等ごとに必要な期間を示してください。)

○平成18年4月1日以降、本業務の公示日までに履行した(履行中のものも含む)屋外施設ライトアップの業務実績について、実施内容の詳細がわかる資料を別途提出してください。

※ライトアップ規模(屋外施設単体がエリア一体か)や対象物(屋外施設の種類の等)がわかる資料

※照明器具により対象物を照射するライトアップとし、LED スtringライト(類似品含む)により対象物を装飾するものは含めない。

(4) 計画書等必要資料の作成

① 業務計画書

- ・受注者は、契約締結後45日以内に、府の承諾を得たうえで、業務計画書を提出すること。
- ・業務実施体制として、業務の管理及び統括を行うための「業務責任者」を配置するものとする。
- ・原則として、業務計画書には次の項目を盛り込むものとする。また、府の求めに応じて必要な項目を追加するものとする。

企画原案(企画提案書で提案したコンテンツを具体化、詳細化したもの)

業務費内訳(エリア毎に分けて、企画費、制作配置費、管理運営費、撤去費等の別に示すこと)

スケジュール(コンテンツの企画、制作、配置、管理・運営、撤去(既設ライトアップ施設の撤去を含む)、関係者協議、各種申請等)

業務実施体制(事務局、管理・運営等)

② 実施計画書

- ・受注者は業務計画書をもとに地元住民や河川管理者等の関係機関と協議を行い、工事を開始するまでに、府の承諾を得たうえで、実施計画書を府に提出すること。

- ・ 原則として、実施計画書には次の項目を盛り込むものとする。また、府の求めに応じて必要な項目を追加するものとする。

各エリアにおける企画内容（機材配置範囲・大きさ・方法・構造等）

各エリアにおける演出内容、演出時間

業務費内訳（エリア毎に分けて、企画費、制作配置費、管理運営費、撤去費等の別に示すこと）

スケジュール（コンテンツの企画、制作、配置、管理・運営、撤去（既存ライトアップ施設の撤去を含む）、関係者協議、各種申請等）

施工図面（平面図、構造図等）

構造計算書（ライトアップ照明施設取付けに伴う護岸構造の安全性の照査含む）

配置方法（使用資機材、施工方法、順序、安全対策、住環境の保全、交通（舟運含む）対策等）

管理・運営計画

業務実施体制（事務局、施工体制）

危機管理マニュアル（危機管理体制、緊急連絡体制、危機事象に応じた対応方針等を、設置場所周辺の土地利用や河川の状態等、各エリアの特性に応じて作成すること。）

- ③ 現場搬入から撤去に至るまでの記録写真（搬入や準備、配置中、管理・運営中の様子、搬入出時の状況、点灯箇所周辺の状況、資機材の配置及び撤去等含む）を撮影すること。
- ④ その他、府の求めに応じて資料を作成・提出すること。

(5) 想定される関係機関協議及び必要となる図面等

本業務では、主に以下の関係機関との協議、調整及び申請等を想定しているため、これら関係機関への申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受注者が負担するものとする。

ア 大阪府都市整備部（河川管理者）

河川区域内で作業を行う場合、及び河川区域内へ占用物件を設置する場合、河川占用に関する協議を行う。

添付書類：位置図、施工図、復旧計画、占用数量等

イ 大阪市建設局（道路管理者）

道路区域内（遊歩道含む）で作業を行う場合、及び照明施設への電源供給のための占用物件を設置する場合、道路占用に関する協議を行う。

添付書類：位置図、施工図、復旧計画、占用数量等

ウ 大阪市建設局（公園管理者）

公園区域内で作業を行う場合、及び照明施設への電源共有や樹木ライトアップのための占用物件を設置する場合、公園占用について協議を行う。

添付書類：位置図、施工図、復旧計画、占用数量等

エ 大阪市計画調整局

本業務実施エリアの一部は、大阪市景観計画の景観計画区域（重点届出区域）に位置していることから、実施内容には、一定の制限がかかる可能性があるため、企画段階で景観協議を行う。

オ 関西電力㈱

電力引き込みに伴う協議及び申請。なお、試験点灯に要する電気料金は受託者が負担することとする。

カ 大阪水上安全協会及び舟運事業者

ア) 設置工事等に際しての協議

イ) ライトアップに関して、色や点灯・点滅等が舟運上、問題となる場合があるため、設計に際しての協議

キ 光のまちづくり推進委員会

新しい光景観に関する報告を行うため、点灯イメージなどを盛り込んだ資料作成を行う。

(6) 成果品の提出

各年度の業務完了後、以下の資料を提出すること。なお、併せて、業務費用の支払いに必要な成果品を提出するものとする。

ア 令和8年度(期日:令和9年3月19日)

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 配置予定図(既設ライトアップ施設撤去図を含む)

イ 令和9年度(期日:令和10年3月17日)

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 配置図
- ④ 官公庁等への申請書類の写し
- ⑤ 点灯状況を撮影した動画や写真の電子データ

ウ 令和10年度～令和18年度(期日:各年度3月中旬まで)

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 点灯状況を撮影した動画や写真の電子データ

エ 令和19年度(期日:令和20年3月19日)

- ① 実施報告書
- ② 写真台帳
- ③ 復旧図
- ④ 官公庁等への申請書類の写し
- ⑤ 点灯状況を撮影した動画や写真の電子データ

※提出書類は「大阪府委託役務業務必携」(令和8年4月 大阪府都市整備部)を参考とする。

なお、「大阪府委託役務業務必携」は、大阪府都市整備部のホームページ(以下のURL参照)に掲載している。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/itakuekimu/r8-4_itakuekimu.html

上記に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、これを定める。

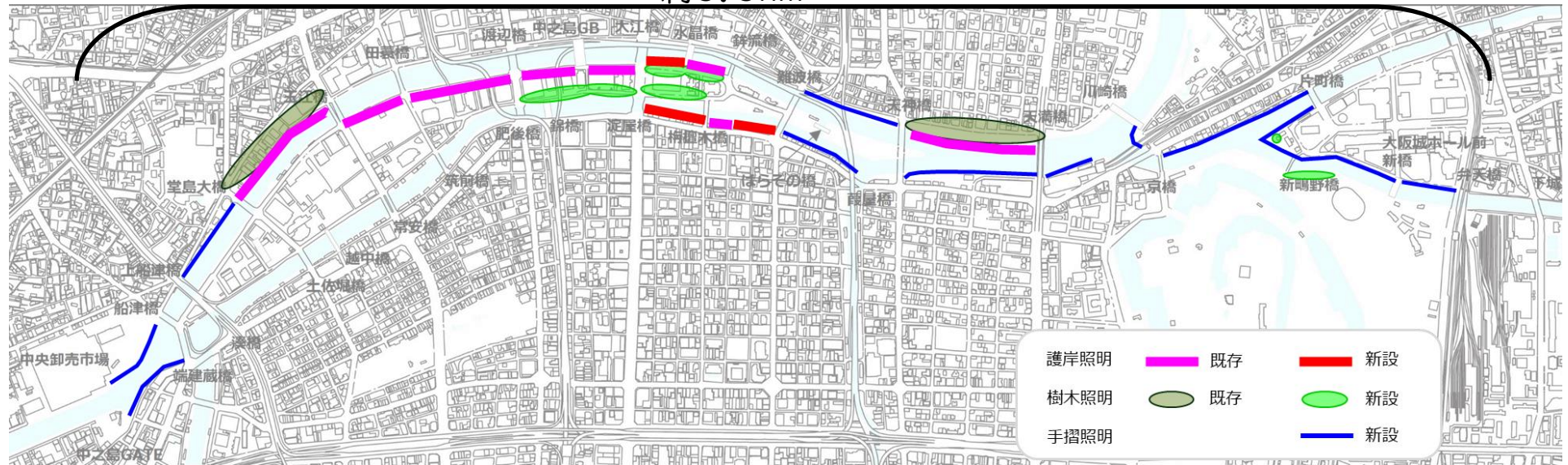
※成果品の提出にあたっては、「大阪府都市整備部電子納品要領(案)[業務委託編]」(令和8年4月 大阪府都市整備部)を参考に、電子納品を行うものとする。

なお、「大阪府都市整備部電子納品要領(案)[業務委託編]」は、大阪府都市整備部のホームページ(以下のURL参照)に掲載している。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/denshinouhin.html>

(別添)位置図

約5.5km



※本業務の履行場所は、感潮区間である。